

学校給食費改定について

本市では、「子育てしたいまち N01.」の実現を目指し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 10 月から県内先駆けて学校給食費の無償化を実施しております。

そのような中、学校給食費につきまして、平成 25 年以降、献立の工夫や食材料費の抑制に努めるなど、約 10 年間据え置きを維持してまいりました。

しかしながら、この間の消費税改定や昨今の物価高騰の影響を受け、現行の一食当たりの学校給食費では、献立内容を維持することが困難な状況となっております。そのため、令和 7 年 4 月から下記のとおり給食費を改定いたします。

なお、児童生徒の給食費については無償化を実施しているため、今回の給食費改定による保護者負担は生じません。

今後も、引き続き物価の状況及び国の動向を注視しながら、適切な学校給食費の価格設定に努め、安心安全で栄養バランスのとれた学校給食を実施してまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 改定時期

令和 7 年 4 月より

2. 改定金額（1 人 1 食あたりの給食費）

	現在の給食費	改定後の給食費	差額（増）
小学校児童	240 円	285 円（無償化）	45 円
中学校生徒	265 円	320 円（無償化）	55 円